

令和 6 年（フ）第 5403 号

破産者 弁護士法人横山法律事務所

令和 7 年 10 月 21 日

東京地方裁判所民事第 20 部特定管財 3 係 御 中

破産管財人 柴 田 祐 之

調 査 報 告 書

第 1 破産管財業務の状況

1 主な対応事項

- ① 財産調査及び流出資産の返還対応
- ② 債権者対応
- ③ 債権者情報のデータ整理

2 財産調査及び流出資産の返還対応

(1) 財産調査

公認会計士の助力を得て銀行口座の取引履歴を精査するなどして財産調査及び破産前の財産流出状況の精査を進めたが、新たな資産は確認できず、また、財産流出についても、第 1 回債権者集会で報告のとおり、広告会社への支出以外で不明瞭な支出と判断できるものはなかった。そのため、今後の財産換価業務は、広告会社からの回収が主たるものとなる。

(2) 流出資産の返還対応

ア X 社

X 社に対しては、従前、3 億円の支払を請求する訴訟を提起し、同請求を認容する判決を取得している。その回収のため、弁護士会照会及び第三者からの情報取得手続の申立て等を行い、主要金融機関は勿論、同社本店所在地近隣の地方銀行等に対して預貯金の有無及び金額について照会を行った。現時点では、X 社名義の銀行口座に約 130 万円の預金が存在することが確認されており、当該預貯金に対しては既に差押手続を取っている。今後も X 社の資産が確認でき次第、順次、差押えを行っていくこととする。

なお、破産者から X 社に対しては従前、多額の送金がなされているところ、当時破産者の経理を担当していた元従業員が、破産者代表の横山氏からの送金停止指示の後も送金を続けていた疑いがあることから、当該従業員に対して事実確認を求める、また不当送金である場合に返金するよう請求する書面を送付した。もっとも、破産者が把握していた住所には現在居住しておらず、送付は奏功していない状況にある。現在、居所等の調査中であり、確認でき次第、改めて書面を送付する。

イ A 社、B 社及び C 社

破産者の預金からの不明朗な支出が確認されている上記3社に対しては、破産者が把握していた会社及び代表者住所に内容証明郵便を発送して返還を求めているが、いずれも宛所尋ねあたらずとして返送される等しており、通知が奏功していない状況であった。

そこで、これらの会社が保有していた預貯金の金融機関に対して照会や弁護士会照会を行うなどして、所在地の調査を行った。

照会の結果、B社の正式名称や新たな所在地が判明したため、改めて内容証明郵便を発送したところ、代表取締役とされている者の受領の確認ができた（その他のA社、C社は以前、宛所不明である。）。B社に対しては、状況確認等をさらに進め、不当な送金であれば返還請求をする。

ウ Z社及び新Z社

みらいライフは、令和6年8月26日、新Z社に対し、6億2998万5943円の一部請求として、4億円の不当利得返還請求訴訟を東京地方裁判所に提起した。また、同社は、同月23日、Z社に対し、2000万円の不当利得返還請求訴訟を横浜地方裁判所川崎支部に提起していた。みらいライフもまた破産手続が開始されたため、当職がみらいライフの破産管財人として、これらの訴訟を受継して訴訟対応を行っている。

訴訟の進行状況の概要としては、現在、Z社及び新Z社（以下、「Z社ら」という。）が行っていた業務内容を把握するために、Z社らに資料を開示するよう求釈明を行っている（実際に行った業務内容及びそれを裏付ける証拠、業務委託報酬の算定の根拠資料等）。当該求釈明に対するZ社らからの回答は、次期期日にて一通り完了する予定である。

当該回答を踏まえて、追加の主張・立証を行う予定である。

エ みらいライフの財産状況

みらいライフには事業の実態はなく、破産者からみらいライフに振り込まれた金員のほとんどは、Z社らに流出していたことが確認できた。したがって、広告会社に対する債権以外にみるべき資産はない。

3 債権者対応

ホームページ上の「お問い合わせフォーム」を案内し、寄せられた問い合わせのうち、管財手続において必要な事項は、問い合わせ事項を一般化し、Q&Aを追加更新することで回答している。令和7年2月7日、同年4月10日にQ&Aを更新した後、同年5月19日、同年9月2日にも更新をしている。

4 債権者情報のデータ整理

依頼者の氏名・住所等の情報の整理は完了しており、現在、依頼者から受領した金員（着手金、実費等）を確認している。依頼者のメールアドレス以外の情報については年内には整理が可能となる見通しである。

第2 従前の収支状況等

税務申告のため、2023年の取引状況について精査し、売上高等を修正したこと

から、改めて従前の収支状況等を報告する。

(単位：千円)

	2021 年 【申告済】	2022 年 【申告済】	2023 年 【申告予定】	2024 年 【概算(注)】
売上高	615,012	1,142,706	1,104,002	361,777
営業利益	6,742	29,939	191,706	▲360,243
税引前純利益	6,790	29,908	191,706	▲360,243
当期純利益	5,136	21,398	119,740	▲360,313

(注) 本報告書作成日時点の調査結果に基づくものであり、今後の調査次第で数字が変動する可能性がある。

第3 負債の状況

税務申告のため、破産者の2023年の取引状況について精査したところ、負債額が変化したため、改めて報告する。本件の租税債権(税金等の未納分)の状況は以下のとおりであり、合計額は6697万3602円である。

- ・ 交付要求分 599万1102円
- ・ 申告分 6098万2500円(詳細は別紙財産目録及び収支計算書参照)

第4 今後の進行

第1・2項記載の財産調査・回収等を中心に管財業務を継続することとする。

なお、本件の一般破産債権者への破産配当については、破産財団の現状及び上記第3の租税債権(一般破産債権より優先して弁済される債権)の状況等からして、みらいライフがZ社らに対する上記訴訟によりどの程度の回収が図れるか次第となっており(みらいライフが回収した場合、それを原資として本件破産管財人に破産配当がされ、さらにそれを原資として本件の破産配当が行われることとなる。)、現時点では、破産配当の時期・配当率等はもちろん、そもそも破産配当ができるかも含め、確たる見通しが立たない状況にある。一般破産債権の配当の目途が立ち次第、追って債権者への通知等を行うこととする。

以 上

財産目録及び収支計算書

令和6年（フ）第5403号
破産者 弁護士法人横山法律事務所
破産管財人 柴田 祐之

資産(簿価)部分 開始決定日（令和7年1月10日）現在
収支計算部分 開始決定日～令和7年10月21日

【資産及び収入の部】 (単位：円)

番号	科目	簿価	収入	備考
1	預金			
	楽天銀行	—	51,316,151	
	GMOあおぞらネット銀行	—	2,437,191	
	住信SBIネット銀行	—	9,800,563	
	PayPay銀行	—	863	
	みずほ銀行	—	546,248	
	三井住友銀行	—	686,933	
	興産信用金庫	—	0	未使用口座として令和6年末に強制解約
	計	0	64,787,949	
2	損害賠償金			
	X社	300,000,000	0	簿価は、判決の認容元本額
	みらいライフ㈱	—	0	
	計	300,000,000	0	
3	敷金			
	エミタス虎ノ門ビル1002	880,000	0	和解
	計	880,000	0	
4	その他			
	預金利息	0	52,271	
資産合計		300,880,000	64,840,220	
破産申立予納金		—	3,985,214	
財団合計		—	68,825,434	

【支出の部】

番号	科目	金額	備考
1	事務費	409,219	通信費、銀行取引明細取得費用等
2	データ整理等費用	1,040,980	
3	HP制作・更新等費用	287,320	
4	事務所明渡費用（不要物撤去処分等）	996,198	
5	三菱UFJ銀行弁護士照会回答手数料	2,605	
6	資料保管費用	172,388	
	合計	2,908,710	

差引残高 金65,916,724円

公租公課		
【交付要求分】		
令和6年度法人税	165,819	
令和6年度地方法人税	16,775	
令和6年度源泉所得税等	823,440	
川崎市 市民税等特別徴収	151,734	
中野区 区民税等特別徴収	39,000	
東京都水道局 下水道料金	7,700	
日本年金機構 健康保険料等	4,551,968	
さいたま市 市県民税等特別徴収	96,966	
港都税事務所 法人事業税等	137,700	
計	5,991,102 円	
【申告分】		
令和5年度 法人税	29,281,900	
地方法人税	3,015,900	
法人事業税	9,430,600	
特別法人事業税	3,265,200	
法人都民税	3,115,200	
消費税	12,873,700	
令和6年度 法人税	0	
消費税	0	
計	60,982,500 円	
公租公課 合計	66,973,602 円	

令和6年（フ）第5404号
破産者 横 山 晃 崇

令和7年10月21日

東京地方裁判所民事第20部特定管財3係 御 中

破産管財人 柴 田 祐 之

調 査 報 告 書

第1 破産管財業務の状況

1 財産分与

破産者と元配偶者との間における、令和6年4月25日付合意に基づく金員1850万円等の分与を内容とする離婚に伴う財産分与については、否認該当行為であることを前提に、元配偶者の代理人との間で解決に向けた協議を行っている。

2 会員権

破産者は、アウラニ・ディズニー・バケーション・クラブのメンバーであり、同会員権について、換価のための手続を行っている。

3 出資金

東京都弁護士協同組合の組合員としての出資持分（5口：26,664円）について、同組合の脱退に基づく持分返還手続を進めている。

4 破産者の事務所運営及び事件受任手続の問題性等についての調査

この点については調査中であり、追って報告をする。

第2 今後の進行

上記の資産の換価回収及び調査等を引き続き進めることとする。

以 上

財産目録及び収支計算書

令和6年（フ）第5404号
破産者 横山 晃 崇
破産管財人 柴田 祐 之

資産(簿価)部分 開始決定日（令和7年1月10日）現在
収支計算部分 開始決定日～令和7年10月21日

資産及び収入の部

(単位：円)

番号	科 目	簿 価	収 入	備 考
1	預 金			
	三菱UFJ銀行	—	507,505	
	PayPay銀行	—	1,060	
	興産信用金庫	—	1,346	
	ソニー銀行	—	316,343	
	みずほ銀行	—	30,076	
	SBJ銀行	—	350	
	GMOあおぞらネット銀行	—	861	
	三井住友銀行	—	486	
	東日本銀行	—	1,104	
	ゆうちょ銀行	—	9	
	計	0	859,140	
2	保険			
	メットライフ生命	—	752,987	解約返戻金
	計	0	752,987	
3	有価証券等			
	ディズニー・バケーション・クラブ 会員権	—		換価手続中
	計	0	0	
4	出資金			
	東京都弁護士協同組合	—		換価手続中
	計	0	0	
5	その他	0	0	
	預金利息	—	3,953	
	計	0	3,953	
資 産 合 計		0	1,616,080	
破産申立予納金		—	3,985,214	
財 団 合 計		—	5,601,294	

支 出 の 部

番号	科 目	金 額	備 考
1	事務費	21,030	通信費等
	合計	21,030	

差引残高

金5,580,264円

公租公課

【交付要求分】

川崎市令和6年度固定資産税、住民税

計

551,738 円

551,738 円